

『光子の裁判』(1949) 朝永振一郎 (レポート課題 基礎資料)

光子の裁判

光子の裁判

—ある日の夢—

"We must now describe the photon as going partly into each of two components into which the incident beam is split."

P. A. M. Dirac, *Principle of Quantum Mechanics*

検 「それでは被告にたずねるが、被告は前から室内にひそんでいたのではないのか」
被 「そうです。私がその直前に部屋の外にいたというには確かな証拠があります。現にその直前、私は門のところにいたのです。すなわちそこで門衛が私をつかまえて、入門の手続きをとらせたのであります。このことはさきほど門衛の証言で明らかにされたとおります」

検 「なるほど。門衛の証言によつてその点についてはアリバイが成立しているとせねばなるまい。それでは聞くが、被告は門から前庭を通つて窓のところにいき、その窓から室内に侵入し、そして室

内の壁のところで捕えられたというのだね」

被 「そのとおりです」

気がつくとは私は、何かの裁判を傍聴しているようです。法廷はよく写真などで見たように、正面に判事長が威儀を正して坐っており、中央の被告席には何の犯罪かよくわからないけれども、何かの犯行をおかしたらしい被告が神妙にひかえています。今尋問をしているのは検察官らしく、犯行の模様をいちいち念をおすように聞きだしているのです。

私は、いつのまにこんなところに来てきたのでありましょう。それをいぶかりながらも、これは何か面白い事件らしいぞと思ひながら、一生懸命に聞き耳をたてていました。検察官はさらに尋問をつづけました。

検 「その部屋には二つの窓が前庭にむいて並んでいる。被告はそのどちらの窓から侵入したのか。この点は非常に重要なことだから、はっきりと答弁してほしい」

これに対する被告の答は、はなはだ奇想天外なものでありました。

被 「私は二つの窓の両方を一緒に通つて室内に入つたのです」

私はこの答にあつげにとられました。一体、一人の被告が二つの窓の両方を一緒に通るなどということが可能でしょうか。検察官もこの論理を無視した答に少なからず心証を害したようです。

検 「被告は二つの窓の両方を一緒に通つたと予審においても一度ならず主張していたが、ここで

3

4

光子の裁判

またそれをいはいらうとするのか、そのような奇妙なことをいはいはっても誰がそれを信ずるであらう。被告ははっきりとした不可分の一個体であつて、未だかつて被告が同時に二つの異なる場所にいたなどという奇妙な状況におめにかつたものはない。しかもこのことは被告自身すでに認めたことである。なぜなら被告はさきほど門衛のところに行ったから室内にはいなかったと称してアリバイを主張したではないか。被告が主張するように二つの窓の両方を一緒に通ることが出来るくらいなら、被告は門のところで室内の両方に一緒にいることも出来たはずである。それとも被告はこのアリバイの主張を引込めるつもりか」

なるほど、門のところにいたから室内にいなかったと被告が主張する以上、一方の窓を通つたなら他方の窓を通らないということを認めねばなりません。それなのに被告は両方一緒に通つたというのです。さすがに検察官だ、被告のすきを鋭くついたものだとは私は感心しました。ところが、論理の矛盾をつかれてあわてると思つた被告は少しも動じません。

被 「そうおっしゃつても私は二つの窓の両方を一緒に通つて部屋に入つたのです。しかも私は前のアリバイを引込めるつもりもありません」

私はこの答弁を聞いて、一体被告は正気なのかしらと思ひました。そしてこんなコルサコフ氏病めいた答弁をする被告はどんな顔のやつかと思つて傍聴席からのり出して被告席をじつと見ました。ところで私は、今、被告がどんな顔をしていたか、どんな姿をしていたか、どうしても思い出せないのです。とにかく被告は手錠のようなもので被告席につながれていたらしく、その席のあたりに何者かがいたということは、印象に残っています。しかしその他のこと、被告の姿や顔つきなどは、何一つに残つておりません。どうも考えてみるのに、被告は、その時からそもそも顔つきとか姿とかいう属性をもつていなかったのではないかという気がします。被告が波乃光子という女のような名前であつたことを思い出しましたが、もちろん女であつたか男であつたかそんなことはわかりません。今考えると、この法廷の弁論のやりとりも現実の裁判を知っている人からみると、変なところがたくさんあつたようです。

この非論理的な被告を検察官はもてあましたようです。どうにもがまんがならないという面持ちで彼はいました。

検 「よろしい、いつまでも被告がそんな論理に合わない主張を続けるならばそれはそれでよい。被告が認めようと否にかかわらず、本官は被告が二つの窓のどちらか一方、しかして一方のみから室内に侵入したと断定する。なるほどこの本官の主張を被告は認めないし、また残念ながらこのことを直接現場においておさえた証人もない。しかし、さきほどいいたように、被告は門のところにいたという事実によつて、室内にいなかったというアリバイを主張している。それならば、この本官の主張も同じ論理によつて正しいと断定されるべきである」

この検察官の主張はまことにもっともだと思ひました。一体被告が窓Aのところに行ったのならば窓

5

6

光子の裁判

Bのところにいなかったことは明らかであるし、窓Bのところにいたのなら窓Aのところにいなかったことは明白なことではありませんか。

ところがこの時、初めて弁護人が発言を求めました。この弁護人の姿は今でもありありと思い浮かぶことが出来ます。ひょろ高いやねこぜの、もじゃもじゃとした髪、毛の男です。碧眼で鼻高く、明らかに日本人ではありません。きょろきょろした目の玉は少しいたずら小僧めいて、ちょろりちょろりとよく動きます。私はこういう姿の男をどこで見たことがあったようです。

私は弁護人がきつと被告の精神鑑定を要求するにちがいないと思いました。さきほどの被告の言説は正気の沙汰とは考えられませんでしたから。

ところがそうではありませんでした。まず彼はその部屋で被告をつかまえたという男にその時の状況をくわしく証言させました。証人のいうところはこうでした。彼はその時彼と同輩たちと部屋の中の、問題の窓にたいして壁のところで何かの作業をしていたのです。彼は疲れたので、しばらく仕事の手を休めてぼんやりしていました。ところが突然、全く突然、彼に何者かが触れたので、びくりしてそれをつかまえたのです。こうしてこの証人は被告を捕えたのです。ここで弁護人は念をおして次のことを確かめました。すなわちこの証人も、またその時、室内にいた彼の同輩たちも、誰もがこの犯人がどこから来たかをみなかったということです。不思議なことですが、犯人がつかまるまで、誰もその姿をみたものではありませんでした。したがって彼が窓から入って来た

7

光子の裁判

は否定されるのであるか。被告がA、B二つの場所に同時にいるなどということはあり得ない。この事実はずでに万人によって検証されていることではないか。しかし、さきほど本官が論じたように、被告がアリバイを主張した時、被告自身この前提の上に立っていたのである」

弁 「本弁護人は検察官のその前提を決して否定はしない。いかにもこの前提は万人によって検証されている、と考えてよい。ただ、検察官がこの前提からただちに被告の主張を反駁することに大きな論理の飛躍があるのである」

そして弁護人はさらにつづきました。

弁 「被告がAのところにいたならばBのところにいない。この主張はたしかに検証された事実である。すなわち、Aに被告がいるという現場がおさえられた時に、被告が同時にBにおいておさえられたということは未だかつて一度もないという事実が、この主張の正しさを実証するのである。したがって、被告がアリバイを主張することは正しいことである。しかし、この重要な原則はそれが実際に検証された範囲内でのみ妥当するのであって、これを不当に広範囲に適用することは許されない。本弁護人のいおうとするところは、検察官の議論はこの原則の不当な適用に基づいている、ということである。

この原則を用いるにあたっては、よほどの注意を払わないと知らず知らずの間に不当な適用を行ないがちである。検察官の議論はまさにこの種の誤用の典型的な例である。このようなありがちの誤用

9

8

のか、前から部屋のどこかにかくれていたのか、これらの人々は証言することが出来ません。ただこの後の点については、門衛の証言がありましたので、犯人は初めから室内にいたのではなく窓から侵入してきたものとされ、被告自身もそれを認めたのです。弁護人はさらに門衛に証言を求め、彼は被告が入門手続きをさせたけれど、入門後、被告がどう歩いて行ったとか、いわずの窓から部屋に入ったとかの点については何も見ていないことをはっきりさせました。こうして、被告が二つの窓のどちらから入ってきたかということ、ないしは、被告がいはるように、二つの窓の両方から入ってきたかということ、この点については誰も知っているものはないのです。とにかく、窓を通る現場を直接おさえた者は誰もいないのだということを弁護人は重要な事実として指摘しました。

これだけの証言を行なわせた後、弁護人は驚くべきことを発しました。すなわち彼は、論理に合わないことをいっているのは被告の方でなくて、まさに検察官の方であるということです。「検察官の主張こそ、被告の正当な、論理の通った主張を全く無視し、誤った論理の上に自分の主張を強要するものであり、まさに被告の人権をじゅうりんした無茶苦茶なものである」というのです。

この発言に検察官はだまっているわけにいきません。ここで検察官と弁護人との間に火の出るような問答が交わされました。

検 「それでは弁護人に承りたい。被告がAのところにいたならBのところにいないこと、またBのところにいたならAのところにいないこと、これが本官の主張の前提である。この前提を弁護人

や混乱をさけるために、本弁護人はこの原則を次のように明瞭にいかえた方がよいと思う。すなわち、被告がAに、いる、という現場を何人かによっておさえられたならば、被告は他の場所Bには決していない、と断定してよろしい。事実この原則が検証されたのはこの意味においてであり、かつこの意味以上においてはではない。

さて、そこで被告の場合を考えてみよう。被告が室内で捕えられる前に門のところにいたという事実、これは被告をつかまえて入門手続きを行なわせたという門衛によって証言されたところである。すなわち、その時、被告が門のところにいるという現場がこの門衛によっておさえられているのである。したがってこの場合われわれは原則を適用してただちに、その時、被告は室内にいなかった、と結論してよろしい。これが被告の主張するアリバイである。

次に被告が二つの窓、それをA、Bとよぶことにするが、この二つの窓のどちらを通ったかという問題にうつろ。検察官はさきに述べた原則を採用して、被告がAを通ったならBを通らなかったはずであり、また、被告がBを通ったならAを通らなかったはずである。したがって被告はAとBとの一方、しかしてただ一方だけを通ったはずであると主張する。しかし本弁護人はこの判断こそ重大な誤りであることを主張したい。すなわち、本弁護人がさきほどの原則をより明確に表現しなおさねばならぬといったのはまさにこの種の誤りを避けるためである。そこでこの原則を正しい形ではないあらわしてみよう。それはこうである。被告がAを通るときを何人かによっておさえられたなら、被

10

告は決してBを通ることはなく、また被告がBを通ることを何人かによっておさえられたなら、被告は決してAを通ることはない。ここで何人かによっておさえられたらばという点が重要である。すなわち、被告がA、Bのいずれか一方、しかしてただ一方しか通れないという主張は、被告がどちらかの窓を通る現場を、何人かによっておさえられた時に限って検証された事柄である。しかるに、さきほどの証言にあった如く、何人も被告が窓を通る現場をみたものはなかった。したがって検察官がこの原則を被告の場合に適用するのは、この原則の真であることが実証せられた範囲の外にまでそれを要当せしめようとする不当の試みであって、明らかに検察官の越権である」

この弁護人の弁論は満場大きな驚きを引き起したようです。いかにも理路は整然としています。しかし一方あまりにも実証を重んじすぎているのではないのでしょうか。これでは現行犯ばかりが有罪だということになってしまつて、いかなる判定も実際上行なうことは出来ないことにならないでしょうか。直接の証拠によらなければいかなる判定もしてはいけないという主張は、もちろん人権擁護の立場からいへば正当でしょうが、これはあまりにはなほだしい行きすぎではないでしょうか。

案の定、検察官はこの弁論を承服することは出来ません。

光子の裁判
検「本官は弁護人のこの三百代言的な議論に承服することは出来ない。いかにも被告がAにいたところを見たものは誰もいないし、またBにいたところを見たものもない。しかして、AにいればBにいない、BにいればAにいないという原則が実証されたのは、いかにも弁護人のいわる通り、目

11

光子の裁判

の目の前でそれを示さねばならない、と鋭く被告と弁護人の方につめよりました。これに対する弁護人の答はまた人食ったものでありました。それは、第三の行動というものは、被告がそのおり場所を人に知られない時に限って可能なのであって、したがってこの第三の行動を行なう現場を人に見えよとわかれてもそれは出来ない相談だということです。このひょうたん館のような答弁には、検察官もむつとしましたようです。満場の多くの人々も、私もその一人でしたが、この弁護人は法廷を侮辱するのかもしれない。しかし、さすがに判事長は冷静でありました。そしておもむろに口を切っていました。

判「それでは弁護人、その弁護人のいわれることに果して証拠があるのか。誰も知る人のない時において被告が第三の行動をとることが出来る、ということに弁護人は主張したが、それは誰も知る人がないのではなかったか。それを弁護人はどうして知ったのであるか。ここで少なくとも弁護人は次の点を明らかにする必要があると本官は考える。すなわち、被告が不可分の一個体であるという事柄と、その被告が二つの窓を一緒に通りぬけ得るという事柄とが両立出来るという点を明らかにしてほしい」

さきほどから人を煙にまくような論法をならべていた弁護人も、これで参るかと思いきや、弁護人は一向にへこみませんでした。そして自信たっぷりにいいました。

弁「判事長ならびに満場の紳士諸君に申し上げます。いかにも、被告が二つの窓を同時に通りぬけ

13

12

撃者があつた時においてのみである。しかしAにいてBにいない、という第一の可能性、BにいてAにいない、という第二の可能性、この二つの可能性以外に第三の可能性が存在したという事実も未だかつてそれを見たものはない。特に被告が二つの異なるところ、AおよびBに同時にいたなどいうことを誰もみたものはない。なるほど、実際の犯行の場合は、誰も目撃者がいなかったという点において、原則が実証されたところの場合とは異なっているかもしれない。しかし、だからといって、その時の被告の行動について第一、第二の二つの可能性以外の第三の可能性を考えねばならぬという弁護人の主張はあまりにも三百代言的である。被告が、ある状況のもとでは必ずかくかくの行為をなし、それ以外のいかなる行動をもなさない、ということがすでに実証されている時、たまたま目撃者がいなかったからとて、その同じ状況のもとで、その同じ行動がとられたと断定して何故に不当なのであるか。目撃者があるや否やは時の偶然であつて、その差異はただ、被告の行動を知る人があるや否やにすぎない。弁護人のように、すべての判断は目撃者による実証によらなければならないものとし、いっさいの状況判断を否定するなら、そもそも裁判というものは成りたつてあるうか。とにかく被告が不可分の個体であるという事実と、被告が二つの窓を一緒に通りぬけるという事実とは互いに矛盾した事柄であつて、決して両立することの出来ないことは明らかである」

こうして検察官は、最後にとどめをさすように、もしも被告がその行動について第三の可能性、すなわち二つの場所、AとBとに同時にいることが出来るということをあくまで主張するなら、目撃者

14

るといふ奇妙な行動をとるのは、その現場を人に知られない時にかぎるのです。したがって、これを直接諸君にお目にかけるとは残念ながら不可能である。しかし間接に、被告のあらゆる行動を通じての状況判断はそのことの真であることを諸君に示すでありましょう。検察官はさきほど本弁護人が事実による検証の一点ばり、いっさいの状況判断を認めないやうにいわたのはとてもない誤解である。本弁護人は決して単なる実証論者ではない。ただ状況判断はあくまであらゆる状況も注意深く観察して初めて下さるべきであつて、狭い、あるいは不精密な経験によつて得られた既成の概念によつて無反省に下された独断であつてはならない、と主張したのであります。判事長の要求された証拠、すなわち、被告が二つの窓を同時に一緒に通りぬけたということを基礎づける事実をお示しすることは不可能ではありません。そのために本弁護人は実地検証を行なうこと、その他被告の行動について二、三の検証を行なうことをお許し願います。そうすれば本弁護人の下した状況判断こそ正當なものであつて、検察官殿がさきほどからくりかえし主張された状況判断なるものがいかに既成の概念を無反省に用いた独断であるかが明らかになるでありましょう。そうして、被告が不可分の一個体であるということと、二つの窓を一緒に通りぬけるということとは、決して互いに矛盾した事柄ではないことが明らかになるでしょう」

この弁護人の請求はただちに入られました。そしてこの法廷はこでいったん閉じることになり、一同どやどやと退廷しました。一人の被告が、同時に二つの異なる場所を通過出来るか否か、弁護

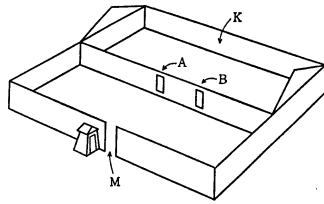


図1 Mは門、A、Bは窓、Kは壁面。

示すために見とり図を画いておきましょう。二つの窓は図のA、Bとしてあるところです。図では、門をM、犯人がつかまえられる壁面をKとしておきます。

被告はまず門Mのところで門衛につかまって入門手続きをさせられ、そして最後に室内の壁面Kのところでつかまった。この二つのことは証言によって確実な事実であることがわかっています。この二つの事実の起った間、被告がどんな行動をとったかというところが問題の中心であるわけです。

この時、判事長が立上っていいよ実地検証を始めるむね宣しました。そして弁護人に向けて発言をうながしました。そこで弁護人は立上って次のようにいいました。

弁「本格的な実地検証を始める前に、私はまず予備的な検証をいくつか行なうことをここに提案する。その目的は、この被告の行動については既成の概念による判断がいかに誤りかということとを諸君にだんだんとわかっていただくためである。本弁護人は、さきほどの検察官の判断がいかなる論理によってなされているかはよくわかっている。すなわち検察官の考えるところはこうである。被告は門Mから壁Kに至ったのであるが、その時、被告は(1)のような径路をたどったか、ある

光子の裁判

人と被告はそれが出来るというのです。そして、この常識では考えられない行動を、直接には見せられないが間接的に示してくれようというのです。そうしてあの当然としか思えない検察官の判断が、誤りであることを明らかに示してくれようというのです。これはまさにみものではありませんか。実地検証で一体どんなことが起るでしょう。私は好奇心にもえております。読者諸君もおそらく同じで、早く実地検証の模様を話してくれといわれるのでありましょう。

二

私たちはいつのまにか実地検証の場所にあります。そこには大きな塀にかこまれた前庭をもった一軒の家がありました。この家は実地を一目で見えるように屋根がとり除かれ、われわれは塀の外に組まれたさじきの上から一望のもとに全体の情景を見得るようになっております。塀には狭い門が一つあいており、そこから前庭になり、その前庭をへだてて問題の家が建っています。この家の前庭に面した壁には、さきほどからやかましく論じられている二つの窓がうがたれています。この窓も門と同じように奇妙に細い形で、窓というよりすき間といった方がいいうです。家はたった一つの部屋から成り立っています。この部屋には二つの窓以外どこにも出入口がなく、家具も何もおいてないガラシとした変なものです。ただ四方の壁のうち窓にあい対した壁面、そこで被告がとらえられたところの壁面は、何か特に印象的に見えております。この塀と門、門と前庭、前庭と窓、窓と部屋の関係を

16

15

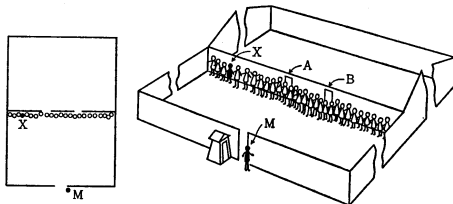


図3 警官の配列。黒丸は被告をとらえた者、左は平面図。白丸は警官の位置。そして黒丸は被告をとらえた警官を示す。

被告が門MからXに至る間において、どんな行動をとるかをご注意願いたい。常識的な考え方によれば、MからXにいたる何らかの径路に沿って被告は進んで行くと考えられる。しかし果してそうであろうか」

こうして多くの警官が窓のある壁に沿って立ちならびました。図3をごらん下さい。そして次に被告を入れた護送車が門のところにやって来ました。ここで護送車の口を門の方に向け、次にその戸を開き、出てくる被告を門衛がいったんとらえた上、窓の壁の方に向けてつき放つ、という段取りで検証が行なわれるのだということが説明されました。常識から判断すれば、そうして放たれた被告は前庭を横切つて壁のところまでたどって行き、そこで警官の一人につかまるでしょう。こうして前庭の上からMからXにいたる一本の径路が定まるはずではありませんか。ところが弁護人の口調をまねると、「しかし、果してそうであろうか」です。そうでないとすれば一体どういう行動が可能なのでしょう。

18

光子の裁判

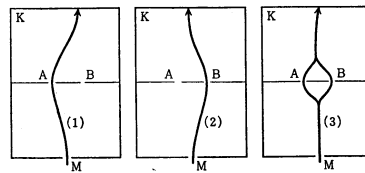


図2 想定される被告の足どり。Kは壁。

いは(2)のような径路をたどったか、のどちらかであろう(この時、弁護人は黒板に大きく図2のような図をえがきました。被告が同時に二つの異なる場所にいることの不可能なことはよく実証されているのであるから、この時、(3)のような径路を経ることは不可能である。もし被告が二つの窓を一緒に通つたと主張するのなら、この第三の径路の可能性を目の前で見せねばならぬ。以上が検察官のみならずすべての方々の考え方であろう」

弁護人は黒板の上の図を指しながら論じました。そしてさらにつづけます。

弁「この考え方は、常識的にはまことに自明のようであるが、被告の行動を律する上ではなはだ適当でないことをまず検証によって諸君に示そうと思ふ。そこで次のような検証をまず行なってみることにしよう。すなわちまず被告を門のところに連れて来る。そしてこれから彼を門の中に向けて放つてみよう。被告は窓のある壁の方に向けて放たれる。ただしこの時、被告を逃さないで再びつかまえるために窓の壁に沿って警官をすうりとならべておいてほしい。そうすれば被告がどこへ来てもとり逃すことはない。門のところから放たれた被告は、壁のどこかのX点で警官の一人につかまるだろう。さて、この時

17

光子の裁判

アッ！護送車の戸が開かれ、出てきた被告を門衛がとらえました。——そして次の瞬間彼は被告を窓の壁の方に向かってつき放ちました。

私は体じゅうを目にして次に起る被告の行動を見ましました。いや、見まらうと思いましたが、被告のたどる径路を少しも見おとさないようにと目を皿のようにして緊張していたのです。ところがどうでしょう。門衛に放たれた瞬間、被告の姿は消えうせってしまったのです。姿のないものの径路などもちろんたどることは出来ません。私は事の意外さにまごまごしてしまいました。そうしてうたえているうちに、立ちならんだ警官の一人がアッと声を上げました。被告が彼に触れたのです。そうして被告はその警官につかまりました。そうするとどうでしょう。そこに被告の姿が再び現れました。被告はたしかにそこにいるのです。

私はしばらく呆然としていました。満場の人々も、弁護人と被告とをのぞいて、誰もかれもびつくりして、しばしは息もつけないようでした。そのうちに誰もかれもおちついて来たようです。それと同時に、被告がMからXに行くのに何らかの径路をたどらねばならないという常識的判断も、なるほどこれで考えなおさねばならぬぞと、人々は思いはじめたようです。この検証はさらに二、三回続けて繰返されました。そうして繰返し繰返し同じ事態を見せつけられた人々は、なるほどこの奇妙な被告の行動を律するのには普通の判断を無反省に用いることは少々あぶないかもしれない、と考えるようになりしました。

19

ここで弁護人が立ち上りました。何らかの説明が彼によってなされると思いましたが、彼は簡単に、今の検証については何も説明を加えないでもご覧になったところで事情は明らかであろうといいました。この第一の検証によつては、ただ被告のいる場所とか、径路とかいう事柄について、とにかく既成の考え方は何らかの意味で改めねばならぬ、ということをご悟っていただきたいのだと、簡単につけ加えました。そして彼は次に第二の検証を行いたいといいました。

弁護人のいうところによりますと、この検証によつて被告のたどる径路というものが何を意味するかわかってもらえるだろうというのです。そして、この検証法をキリバコ法と名づけるのだと彼はつけ加えました。

キリバコ法というのは次のようなものでした。弁護人はまず前庭と室内一ぱいに警官を立ちならべせました。そして、それらの警官にむかつていうのには「私は被告を門のところから窓の壁にむかつて放たせる。そうすると被告は門から壁にいたる間で諸君のどれかに触れるだろう。そこで諸君が被告に触れたら軽くこれをとらえて（しっかりと捕獲してしまわずに）すぐに被告を放ちなさい」と。

さて、こうして前庭と室内一ぱいに立ちならんだ警官を前にして、前の検証の時と同じ手続きで被告が門のところから壁にむかつて放たれました。放たれるや否や被告の姿が消えうせたことも前と同じです。しかし今度は警官が前庭一ぱいにたむろしていましたが、前の場合と異なつて、被告は早速門の近いところの警官に触れたようです。ここでこの警官は被告をつかまえ、被告はその姿をこ

20

光子の裁判

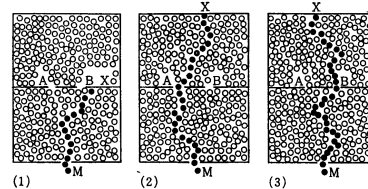


図4 キリバコ法によって示された被告の足どり。黒丸は被告をとらえた警官の位置。

で現しました。彼は現にそこにいるのです。次に警官は、命ぜられた通り被告を放しましたので、再びその姿は消えました。しかし、ただちにまた別の警官によつてつかまえられ、その姿を現し、次に放されてまた消えうせました。こうしたことが次々と行なわれ、ついに被告は窓の壁のところに達し、ここで最後に警官につかまって姿を現しました。

ところで、ごらんなさい。こうして次々と被告がその姿を現して行つた場所をつづつて行くと、一本の径路がはっきりとたどれるではありませんか。そうです、一本のです。図4の(1)はその一例です。図の丸は警官の立っていた場所を意味しますが、そのうちの黒丸は被告が次々にとらえられて姿を現して行つた場所を示します。この検証は再び何回もくりかえされましたが、こうしてたどられた径路は必ず一本でありました。これが二本にわかれたりしたことは一度もありませんでした。なるほど径路というものがこうした意味のものならば、それが二本にわかれることは決してないはずでした。なぜならわれわれが前に確認した原則によれば、被告が一つの場所にいることが警官の一人によつてつかまれば、以上、ほかの場所に被告のいることはあり得ないからです。径

21

路というものがこの意味であるなら、図2の(3)のようなものはあり得ないわけです。

何回かくり返して行なったこの検証のうちで特に注目すべきものは、被告が前庭から次々にとらえられて行くうちに、ちやうどうまく窓の所に来た場合です。この時は窓の所にいた警官が彼をとらえてそれを放ちますと、被告は次に室内の警官に捕えられ、そして次々と進んで室内のうしろの壁の所まで達します。図4の(2)と(3)はそういう場合の径路の例です。(2)ではその径路が窓Aを通過していますし、(3)では窓Bを通過しています。しかし、この場合にも径路はいつも一本であつて、したがって被告は決して二つの窓を通過するようなことはありません。いつでも通るのはAの方かBの方か一方、しかしてただ一方です。

この検証を終つて弁護人はいいました。

井 「以上の検証を通じて満場の諸君に明らかになったことは、被告の径路というものがこういう意味のものであるなら、いかにも『径路は決して二本に分れることがない、したがって検察官の主張は正しい』ということである。しかし実際の犯行のときの状況は今検証の行なわれたその状況と全く異なっていることをご注意ください。すなわち、犯行のときには、前庭にも室内にもまたいずれの窓のところにも、被告をとつかまえた警官などは一人もいなかったのです。したがって、被告は門のところと、室内のうしろの壁の所で姿を現した以外のどこでも姿を現していなかったのです。したがって、そのとき前庭から室内にいたる間、今の検証の場合と同様に、一本の径路をたどつたと断

22

光子の裁判

定をする根拠は何もないのである」

この弁護人の発言に対して検察官は次のように反駁しました。

検 「いま弁護人のいわれたことは、すでに前から論じられたことの繰返しにすぎなく、その論旨に何らの新味もない。弁護人は、前庭にも室内にも被告を捕まえた警官がいなかったという理由によって、その時、被告がある径路をたどったという断定は出来ない」と主張する。しかし本官はあえていう。なるほど、捕獲されない間はその姿を示さないという被告の行動はまさに本官の意表外の出来事であった。しかし、被告は捕えられて姿を現す時は、いつもかつ例外なしに、一つ、しかしてただ一つの場所にいたのである。しかしてこの時、この警官を物かけにかくしておいて、前もって警官のいることを被告に何ら通告することなく、不意にこの警官をして被告を捕えしめた場合もやはりそうである。不意の、何ら事前の通告を行なわない臨検においてある人がいつももある行動を示すなら、その人は、監視されていなくても、やはりその行動を行なっているとの判断は、全く科学的なものである。これをもし独断として排斥するならばおおよそいかなる判断も成立しないのである。要するに本官は、不意の、事前通告を行なわない臨検によって被告がいつも一つ、しかしてただ一つの場所にいるということが例外なく認められている以上、被告がその姿を見せない、したがってそのおり場所が人に知られない場合といえども、どこか一つ、しかしてただ一つの場所にいると判断する。ただ、その時、被告がどこにいるかを知る人がないだけである」

23

光子の裁判

例えば、臨検をするぞ、と前もって通告された時、悪事をしたことがないからといって、見る人のない時その人が悪事をしたとは判定し得ないこと、これは明らかである。しかし、この種の判定を行なうにあたって通告がないという事柄だけでは実は決して十分ではないのである。なぜなら臨検を行なうことそのことがその人に影響してその行動に何らかの変化を与えているかもしれないからである。事前の通告がなくとも、臨検行為がそれ自身がその人に影響して、その行動に変化を与えるとするば、臨検を行なったときの行動をもって、それを行なわなかったときの行動をトすることは出来ない。閑列車を臨検して閑屋をしらべるときには、その臨検によってその閑屋のかくしもっていた閑米が消えてなくなることはない。すなわちこのとき臨検行為は決して閑米に影響してその有無に変化を与えることはない。それ故、この臨検による判定は適切である。しかし被告波乃光子のおり場所をしらべる場合はどうであろうか。被告のおり場所をしらべるには、被告を何人かが捕えねばならぬことは何回もくりかえした実地検証の結果おわかりであろう。この時、彼を捕えるというそうしたことは相当手荒な仕事である。この手荒な仕事によって被告の行動が何らかの意味で影響を受け変化させられないということは誰が保証し得ようか。この点が、世間一般の犯罪人と被告波乃光子と異なる点である。世間一般の犯罪人であったなら、そのおり場所を知るのに何も彼を捕える必要はない。ひそかに彼を見ればよい。念を入れるならば、面通しを行なうときによくやるように、半錠金の窓から犯人には少しも知られないようにしてそのおり場所を知ることが出来る。そうすれば、この臨検は犯人に何

25

路というものがこの意味であるなら、図2の(3)のようなものはあり得ないわけです。

何回かくり返して行なったこの検証のうち特に注目すべきものは、被告が前庭から次々にとらえられて行くうちに、ちょうどうまく窓の所に来た場合です。この時は窓の所にいた警官が彼をとらえてそれを放ちますと、被告は次に室内の警官に捕えられ、そして次々と進んで室内のうしろ壁の所で達します。図4の(2)と(3)はそういう場合の径路の例です。(2)ではその径路が窓Aを通っていますし、(3)では窓Bを通っています。しかし、この場合にも径路はいつも一本であって、したがって被告は決して二つの窓を通るようなことはありません。いつも通るのはAの方かBの方か一方、しかししてただ一方です。

この検証を終って弁護人はいました。

弁 「以上の検証を通じて満場の諸君に明らかになったことは、被告の径路というものがこういう意味のものであるなら、いかにも『径路は決して二本に分れることがない、したがって検察官の主張は正しい』ということである。しかし実際の犯行のときの状況は今検証の行なわれたその状況と全く異なっていることをご注意願いたい。すなわち、犯行のときには、前庭にも室内にもまたいずれの窓のところにも、被告をとつかまえた警官などは一人もいなかったのである。したがって、被告は門のところで、室内のうしろ壁の所で姿を現した以外のどこでも姿を現していなかったのである。したがって、そのとき前庭から室内にいたる間、今の検証の場合と同様に、一本の径路をたどったと断定

22

こういって、検察官は警官を物かけにかくしておく場合の検証が必要があれば行なってみようといいました。しかし弁護人はその必要はないと答えました。なぜなら、この時、検察官の主張する通りのが起こることをすでに十分認めるから、というのです。すなわち、事前に通告しない不意の臨検の場合でも被告が二つの場所ですつかまるような事実実は決して起らない、ということを経験にによってすでに認めているからです。

ここで、長い間検察官と弁護人との間の議論をだまって聞いていた判事長が口を出しました。

判 「本官には検察官の主張はまことにもつとも思われる。事前に通告しない不意の臨検を行なったとき、被告は決して二つの場所ですつかまるようなことはなかったとすれば、誰にも見られない場合にも彼はその通りであると判断することは全く妥当だと思いが」

この判事長の発言に対し弁護人は、どうも弱ったという顔つきをしながら、

弁 「判事長までがきような速断をなされては、はなはだ困ります」

といって満場を失笑させました。そして続いていた。

弁 「判事長および検察官の主張には一つの大きな仮定が含まれているにご注意上げたい。そうすれば今のような速断は出ないはずである。さきほどから主張されていることは、事前通告のない不意の臨検によっていつも同一の行動が示されるならば、臨検のない場合にもその行動がとられてははずだということである。なるほど、事前通告がないということは、この時重要なことである。

24

光子の裁判

をしなくても、必ずしも影響を与えて、その行動を変化させることの断言も出来ないように思われるし、またそういう影響があるにしても、二つの窓を二つとも通ったという主張はまだ積極的に証明されてはいない。すなわち、弁護人のこれまでの議論で明らかになったことは、キリパコ法などで明らかにされた被告の行為をもって、その姿を見せない時の行動をとすることは必ずしも出来ないという点である。しかし、必ずしも出来ないことが明らかになっても、必ず出来ないということはまだ明らかでない。もう一度いうと、姿を見せない時に、『見えないけれど、やはり一本の径路を通っているのだ』という断定は必ずしも出来ないことは明らかになった。しかし、その時一本の径路を通っていると考えてはいけないという結論はまだ出てこない。不可分の一個体が二つの窓を通りぬけるなどという、一見互いに両立し得ない矛盾を含んだような事柄も必ずしも矛盾ではないということが明らかになったが、実際にそうであるということは、まだいえない。そこで弁護人にこの主張の積極的な根拠になるような証明を要求しなければならぬ。

これに対して弁護人は、さらに被告の行動について別の検証を行いたいぬを要求しました。しかし、大分長い間の緊張した議論で一同は大分疲れを感じております。そこで判事長は一同の希望によってしばしの休憩を宣しました。おそらく読者諸君も同様におつかれのことでしょう。私も筆を持つ手がいたくなりましたので、ここでもっと一服いたします。

27

光子の裁判

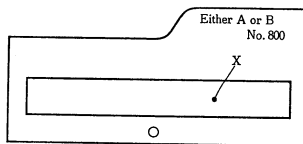


図6 カード "Either A or B"。壁K上で被告のとりえられた位置を示すもの。

ちいち記録しておくことを命ぜられました。こうした人員配置を行なっておいて、被告は前の検証の時と同様、門衛によって門のところから内庭に向けて放たれます。そうすると被告はある時は窓の壁のどこかへやって来てつかまり、ある時はちようどうまく窓AまたはBのどちらかのところから来てここで軽く捕まります。その時は被告はただちに放たれて後、室内のうしろの壁のどこかで捕獲されます。しかしこの時、うしろの壁のどの位置に彼がやって来たかがいちいち記録に止められます。

この検証は何百回となく繰返し行なわれました。ここでも前述の確認された原則はやはり成立していて、被告が窓Aのところに来た時は決して窓Bのところに来ないこと、またBに来た時は決してAには来ないこと、が再確認されたことはいうまでもありません。

この時、室内のうしろの壁のどこで最後に被告が捕獲されたかというデータは図6で示されるようなカードの上にいちいち記録されました。このカードには、Either A or B. という記号がつけられていますが、それは、被告が窓Aまたは窓Bのどちらかで捕えられた場合のデータであることを意味します。カードの番号はそれが何番目のデータであるかを示します。カードの上の黒点がすなわち壁の上で被告がつかまった位置

29

の影響も与えず、したがってその行為には何の変化も与えないわけである。この事実があればこそ、通常の犯罪人を対象とする場合なら、誰も姿を見ないものではなくとも、どこか一つの場所にいと断定してもよからうし、したがって、通常の犯罪人ならば二つの窓を二つとも通りぬけたなどといひ張っても、それには本弁護人といえども承服はしないのである。

こういって弁護人は、通常の常識的な判断の根本には、被告のあり場所を定めるために行なう臨検を、それが被告の行動に何の影響も与えないようにひそかに行なうことが出来る、という仮定が横たわっているのだということを明らかにしました。しかしこの仮定が許されるならば、すべてのことは検察官のいう通りであるのだが、もしこの仮定が成り立っていないなら、どう論理をひねっても検察官の主張が必然的な唯一のものとはいえない、というのです。こうして、一見両立することの出来ないような二つの主張、すなわち被告が不可分の一個体であるという主張と、二つの窓の二つとも一緒に通りぬけるという主張とが、何も矛盾なく成立し得るというのです。

この議論は人々を傾聴させました。ここで判事長は再び発言しました。

判「なるほど、弁護人のいうところが大分わかって来たような気がする。これでどうやら問題のありかが大分はつきりして来たように思われる。いかにも弁護人のいうように、被告波乃光子のあり場所は、これを捕えるというような相当手荒いことをしなければならぬのであるから、それが被告の行動に影響を与えて、それを変化させることもあるかもしれない。しかし、こういう手荒いこと

26

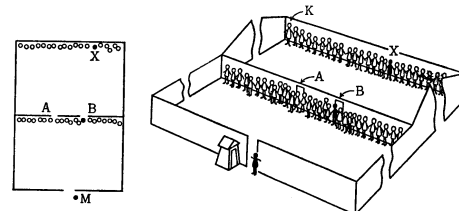


図5 警官の配列。黒坊は被告をとらえ者、被告は門から窓Bを通り、壁のXの位置までやって来ている。

休憩のあとの検証はまたすいぶん大がかりなものでした。弁護人の指図によって二つの検証が行なわれましたが、そのどちらも相当な時間を要しました。

まず第一の検証は次のようにして行なわれました。弁護人は図5のように門のところに門衛を立て、窓の壁にそって二つの窓A、Bのところにすき間なく、また室内のうしろの壁のところにすき間なくと警官を立ち並べました。窓のところの警官は、被告がどちらの窓を通るかを調べる役目をおおせつかったのですが、この二人は被告を軽く捕えてすぐ放つよう命ぜられていました。窓の壁のところの他の警官は、被告がうしろの壁のどこへ来た時に、それを捕える役目です。室内のうしろの壁のところの警官は、室内に入った被告を最後につかまえる役目をするのですが、彼らの誰が被告を捕えたかということ、いいかえれば被告がこのうしろの壁のどの位置にやって来たかということはい

28

光子の裁判

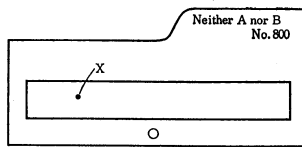


図8 カード "Neither A nor B".

弁護人は立ち上っていました。
井「さて、ここでわれわれは、被告の行動について二組に分類されたデータを得ました。第一のものは「Either A or B」というデータであり、第二のものは「Neither A nor B」というデータです。第一のものは被告が窓のところで捕えられ、したがって窓Aか窓Bかはいずれか一方、しかしてただ一方を通過する現場をおさえられた時のものであり、第二の方は窓のところで被告は捕えられなかったというデータを意味します。さて、この後の場合、すなわち被告がその姿を現さないで窓を通過した場合においても、被告が姿を現して通過した場合と全く同じ行動をしているべ

31

光子の裁判

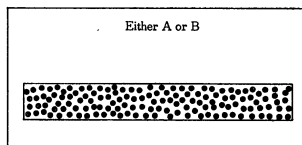


図9 カード "Either A or B" 上の点の集り.

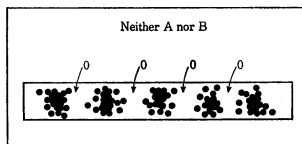


図10 カード "Neither A nor B" 上の点の集り.

すなわちこの場所に被告は決してやってこないのです。弁護人はこの二枚の紙上の点の群りを指示しながらいいました。
井「諸君ごらん下さい。ここに「Either A or B」と「Neither A nor B」とのそれぞれの場合にいて、被告がやって来ることの出来た位置を示す点の群れが得られました。この二つの点の群れを比べると明瞭な差異に気がつかれるでしょう。すなわち、この点の群り方をみると、Either A or Bの時には、被告はうしろ壁のどの位置にもやって来られたのに対し、「Neither A nor B」の時には、やって来やすい位置と来にくい位置とが存在していて、それが交互に縞模様をなしていることがわかる。特に文字Oでマークした位置には被告は決して来ることが出来ないのです。このことは、『被告が窓の所で捕えられず、したがってそこで姿を現さなかった場合においても、そこで捕えられて姿を現した時と全く同じ行動をしている』という検察官の判定を、明らかに覆す事実である。したがって、『窓の所で姿を現さなかった時にも、

33

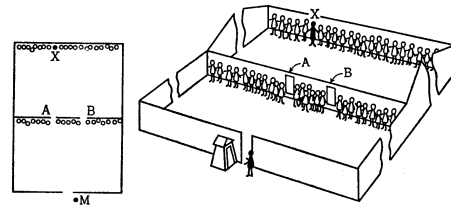


図7 警官の配列。今度は二つの窓のところに警官をおかない。

を示すのです。
こうしたデータがたたくさんに作られ、カードの山がうす高く出来た後、今度は第二の検証に移ります。
第二の検証が第一のそれと違う点は、今度は窓Aと窓Bのところに警官が取りのぞかれたことです。図7をごらん下さい。弁護人の言によりますと、これでちょうど犯行の現場と同じ状況になっているのだそうです。犯行の現場では窓A、Bのところに警官がいなかったのみならず、窓の壁の他のところにも誰もいなかったわけですが、この差異は本質的なものではなく、今の場合、被告がちょうど窓を通りぬけなかった時に彼を取り逃しては困るからそこに警官をならべたにすぎないのです。この検証では窓のところに誰もいませんから、被告が窓を通るところをおさえる何者もないわけで、この点、本質的には犯行の現場と一致するわけです。
こうして第一の検証と同様に、被告は門の所から放たれ、そうしてうまく室内に入った時には、うしろ壁のどこかで捕獲されま

30

きだ、ということになる。この主張が正しいか否かはわれわれが今行なった二種類のデータを比べてみれば明らかである。もし検察官の主張が正しいなら、「Either A or B」の組のデータも「Neither A nor B」の組のデータも全く同じでなければならぬ。そこでわれわれはこれを調べてみることにしよう。
こうして弁護人は、このおのおの組のカード上の黒点をおのおの一枚の紙の上に写させました。すなわち弁護人は二枚の大きな紙をひろげさせ、一方には「Either A or B」のカード上の点を、他方には「Neither A nor B」のカード上の点を、次々とマークさせて行きました。われわれは提示されている大きな白い紙の上に次々と黒点が打たれて行くのを興味をもって見ていました。初めのは規則的な点の集りのように見え、両方の組の間に大した差異もないように見えました。しかし、次々に黒点が書き加えられて行くにつれて次第に差異らしいものが現れ出しました。そして、数十、数百の点がマークされた頃には、はっきりとこの差異がわかってきたではありませんか。
二枚の紙の上の黒点の群は図9と図10に示したようなものになりまして、「Either A or B」の方の点のなび方と「Neither A nor B」の方の点のそれとは一見して異なっています。すなわち前者の方では黒点は紙上一面にほぼ均一にばらまかれているのに、後者の方では黒点の密な所と粗な所と交互に現れて、規則正しい縞模様を作っているではありませんか。特にこの縞目の中に、点の粗な所の中心には、点が一つもやって来ない場所があります（図の上ではOというマークで指摘しておきました）。

32

光子の裁判

姿を現した時と同様に、A、B いずれか一方を通ったと考えざるを得ない」という主張は積極的に破られたことになる。なぜというに、そう主張するなら、なぜに「Neither A nor B」の時の点の群りが「Either A or B」の時のそれと異なっている不思議な縞模様を呈するか、が全く説明されないことになるからである」

こういって一息いった弁護人の間について判事長が発言しました。

判「弁護人のいわれんとすることは、その限りにおいてよくわかった。いかにも今の検証によれば、被告が姿を現さないで窓を通った時の行動は、姿を現して窓を通った時の行動と異なるものと考えねばなるまい。しかし、なぜ、Neither A nor B の場合に、二つの窓を一緒に通ったというような奇妙な考え方をせねばならぬのであるか。Neither A nor B の場合にも、やはり窓 A、B のいずれか一方を通して室内に侵入した、しかしその後において被告が異なる行動をした、と判定していかなる不都合が起るのであるか」

弁「しばらくお待ち願いたい。その点についての説明はこれから出てくるのであるから、おわかりにならないのも無理はない」

と、弁護人は判事長をおさえるような手振りをしましたので、判事長も苦笑しました。

弁「ただ今の判事長の疑問はまことにもっともであると思う。この疑問を解決するにはさらに次のような検証を行なう必要があるが、それを实地に行なうことは後のことにして、本弁護人はその検証の方法と、その結果とをここで述べておこう。

35

光子の裁判

その検証は上の「Neither A nor B」の検証においてどちらか一方の窓をふさいでおくのである。この時、うしろ壁の所で被告のやって来る位置を記録してみると、A をふさいだ時についても、B をふさいだ時についても、図 9 に似た均一な点の分布が得られて、決して縞模様などは現れないことがわかるであろう。すなわちこの時被告はうしろ壁のどこへでもやって来るのである。これだけのこと確かめておいてわれわれは考えてみよう。まず検察官の主張するように、Neither A nor B の場合に、『被告は姿を現さなかったが姿を示した時と同様にやはり二つの窓の一方、しかしてただ一方だけを通ったのだ』と仮定してみよう。この仮定をなすならば、被告が A を通った時には決して B を通らないし、また B を通った時には決して A を通っていないはずである。そうすると、A を通った時には B の窓がふさがっていたとしても被告には何の影響もないし、また B を通った時には A の窓がふさがっていたとしても、被告には何の影響もないはずである。したがって二つの窓がある場合でも、被告の行動は A をふさいだ時のそれか、あるいは B をふさいだ時のそれか、のいずれかになっているはずである。ところで窓の一方がふさがっている時には、被告はうしろ壁のどこへでもやって来ることが確かめられている。そうすればなぜ二つの窓がある時、0 という位置に被告は来られないのであろうか。なぜ二つの窓に特有な縞模様などが現れるのであろうか」

これだけ長広舌を振った後、弁護人は最後の結論を述べました。

37

弁「以上のような、あるいはその他のいろいろな検証によって、本弁護人は多くの同僚とともに姿が見えない時の被告の行動についていろいろと考えをめぐらせたのである。本弁護人も初めのうちは、上に行なったような仮定、すなわち『姿を現さない時でも一方の窓しか通らない』という仮定をすてないでも、どうにかして二つの窓の存在する場合に被告の示す特徴的な縞模様を理解することが出来ないかと、いろいろ試みたのである。しかし、こういう試みはすべて失敗であった。この二つの窓の問題だけであつたならば、上の仮定をすてないで被告の行動を理解することもあながち不可能ではなかった。しかしそんな手近な解決法では、被告がもっと複雑な状況のもとで示すいろいろな不思議な行動を説明することは出来なかった。こうして最後に到達した結論は、上の仮定は捨てられねばならぬ、ということであった。すなわち、被告は姿を現さない時には、二つの窓の二つとも一緒に通りぬけていくと考えねばならぬということであった」

弁護人のこの言葉を満場は水をうったような静けさの中に聞き入りました。その空気の中にさらに弁護人の言葉は続きます。

弁「被告が不可分の一個体でありながら、姿を現さない時には、二つの窓を一緒に通り抜けて行くというような奇妙なものであるとしたり、その姿を現さない時の行動を記述するには、どんな方法をもつてしまらういであらうか。通常の物体の行動は、その径路を示す三つの関数 $x(t)$ 、 $y(t)$ 、 $z(t)$ によって記述することが出来た。しかし被告についてはこういうものを考えることは許されない。な

34

36

光子の裁判

もし被告がこういう特殊なものであるならば、被告が姿を現した時には、いつも不可分の、したがって二つの場所などは決していることのないようなものでありながら、姿を現さない時には、二つの窓を同時に通りぬけるというような、第三の可能性もあり得ないものではない、ということがよく理解される。ベクトル $\vec{w}$ を用いるわれわれの記述法によると、それはすなわち次のような次第になる。被告が窓Aのところで姿を現しているところの状態をベクトル $\vec{w}_A$ とし、窓Bのところで姿を現しているところの状態をベクトル $\vec{w}_B$ としよう。この時、われわれのまともな考え方によれば、二つの可能性にそれぞれ対応するところの二つのベクトル $\vec{w}_A$ と $\vec{w}_B$ とは、互いに直交な、したがって互いに異なる次元の方向に向いているのである。ところで、例えば、被告が $\vec{w}_A + \vec{w}_B$ で表現されるような状態にあったとする。この $\vec{w}$ は明らかに $\vec{w}_A$ にも $\vec{w}_B$ にも等しくない。したがって、この状態において、被告は窓Aのところにあるのではなく、また窓Bのところにあるのでもなく、結局第三のある状態にいたのである。これがすなわち第三の可能性を意味する。しかしてこの時、これは第三の状態であるといっても、窓Aのところにいる状態および窓Bのところにいる状態と全然何らの関連もないところの、すなわち例えばどこかCという他の場所にいる状態と考えるわけにもいかない。それは、ちょうど通常の空間において、X方向のベクトルとY方向のベクトルとの和はX方向ともY方向とも別の方向を向いているが、だからといって、X、Yの方向と全然独立したZ方向を向いているといえないのと同じである。 $\vec{w}_A + \vec{w}_B$ なる状態においては、AにいるのでもなくBにいるのでもないが、

A、Bの二つの場所に何らか関連のある一種特別のおり方をしてるのである。実際に、 $\vec{w}_A + \vec{w}_B$ というような状態に被告がいる時に、しばらく時間のたった後、彼を壁のところで捕えるような『実験』をやってみると、そのおり場所について図10で示されるような特徴的な模様が見ることが説明される。これに対して、 $\vec{w}$ が $\vec{w}_A$ それ自身、または $\vec{w}_B$ それ自身である時に、同じ『実験』を行なうと、それは図9のような結果を与えることも証明される。こうして、 $\vec{w}_A + \vec{w}_B$ なる状態は、単に式の上からのみならずその実験的な帰結においても、密接に二つの窓と関連がある。この事実をわれわれは『この状態において被告が二つとも通りぬける』という言葉で表現したのである。

弁護人はこういい終って、一冊の書物を判事長にさし出しました。そして次のような言葉をつけ加えて、彼の長い弁論を終りました。

井「どうか判事長、検察官はじめ満場の諸君はこの書物を熟読して下さい。そうして被告の不思議な行動について十分なご理解を得られんことをお願いします。そうすれば、あわれな被告に関するあらゆる誤解が解けることと信じます。——これで本弁護人の弁論は終りてありますが、最後にちょっと一言つけ加えさせて下さい。この書物は、私がイギリス人でありましてで英語をもって綴られてありますが、幸いここにこの書物の日本語訳がある。したがって日本人諸氏はこの訳によられるのもよいと思う。この訳書は仁科、朝永、玉木、小林四氏によるものであって、非常に名訳であるといふわさである」

39

38

私は自分の名前が思わぬところで飛び出してきたのです。すっかり面くらっていると、弁護人はいたずらっぽい例の青い目玉をくりくりさせながら、私の方をむいてにやりとしながらその本をさし出しました。おや、この顔はどこかで見たことがあるぞと思つたとたん私は思い出しました。それこそ、十数年前にわが国に來たことのあるイギリスの偉大な量子物理学者ディラックではありませんか。彼はその本を私の顔の前にさし出して、私の顔にそれをおしつけました。私は思わずアッと声を出したとたんに目がさめました。

気がついてみると、私はディラックの量子力学の一〇頁のあたりを読みながら本に顔を押しつけてうたたねをしていたのでした。灰皿においてあった吸いさしのタバコはすっかり灰になり、黄色い西日のかげは部屋のむこうの端までのびています。ずいぶん長い、ややこしい夢からさめた私は、不思議の国の夢からさめたアリスのように、しばらくそのまま呆然としていました。そして見るとななくひろげである本の頁をみますと、そこには次のような文句が書いてありました。

——その一つの光子は、入射光線から分れた二つの成分のどちらへも、部分的に入って行く、というふうに描述しなければならぬ。

『基礎科学』第一二二号、一九四九年、『量子力学的世界像』収録 (昭和二十四年六月)